

**平成27年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

**平成29年3月
厚生労働省年金局**

平成27年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

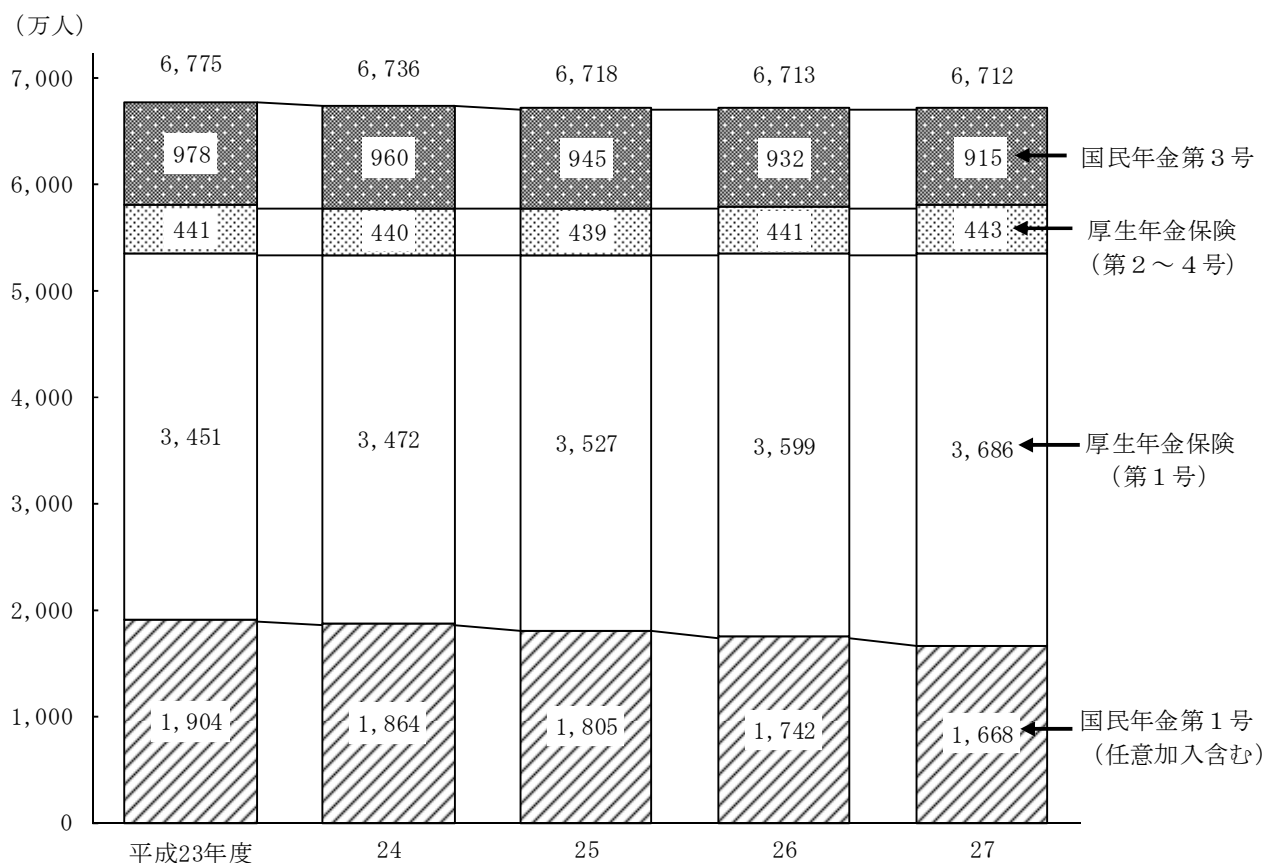
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、平成27年度末現在で6,712万人となっており、前年度末に比べて1万人(0.0%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成27年度末現在で1,668万人となっており、前年度末に比べて74万人(4.3%)減少している。
- 厚生年金被保険者数(第1～4号)は、平成27年度末現在で4,129万人(うち第1号3,686万人、第2～4号443万人)となっており、前年度末に比べて89万人(2.2%)増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、平成27年度末現在で915万人となっており、前年度末に比べて17万人(1.8%)減少している。

注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



- 注1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度は第1号厚生年金被保険者を計上している。
- 注2. 厚生年金保険(第2～4号)の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

- 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,483万人となっており、前年度末に比べて6万人(0.2%)増加している。また、女子は3,229万人となっており、前年度末に比べて8万人(0.2%)減少している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(平成27年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)			国民年金 第3号 被保険者
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,712	1,668	4,129	3,686	443	915
男子	3,483	859	2,613	2,338	275	11
女子	3,229	809	1,516	1,349	167	904

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

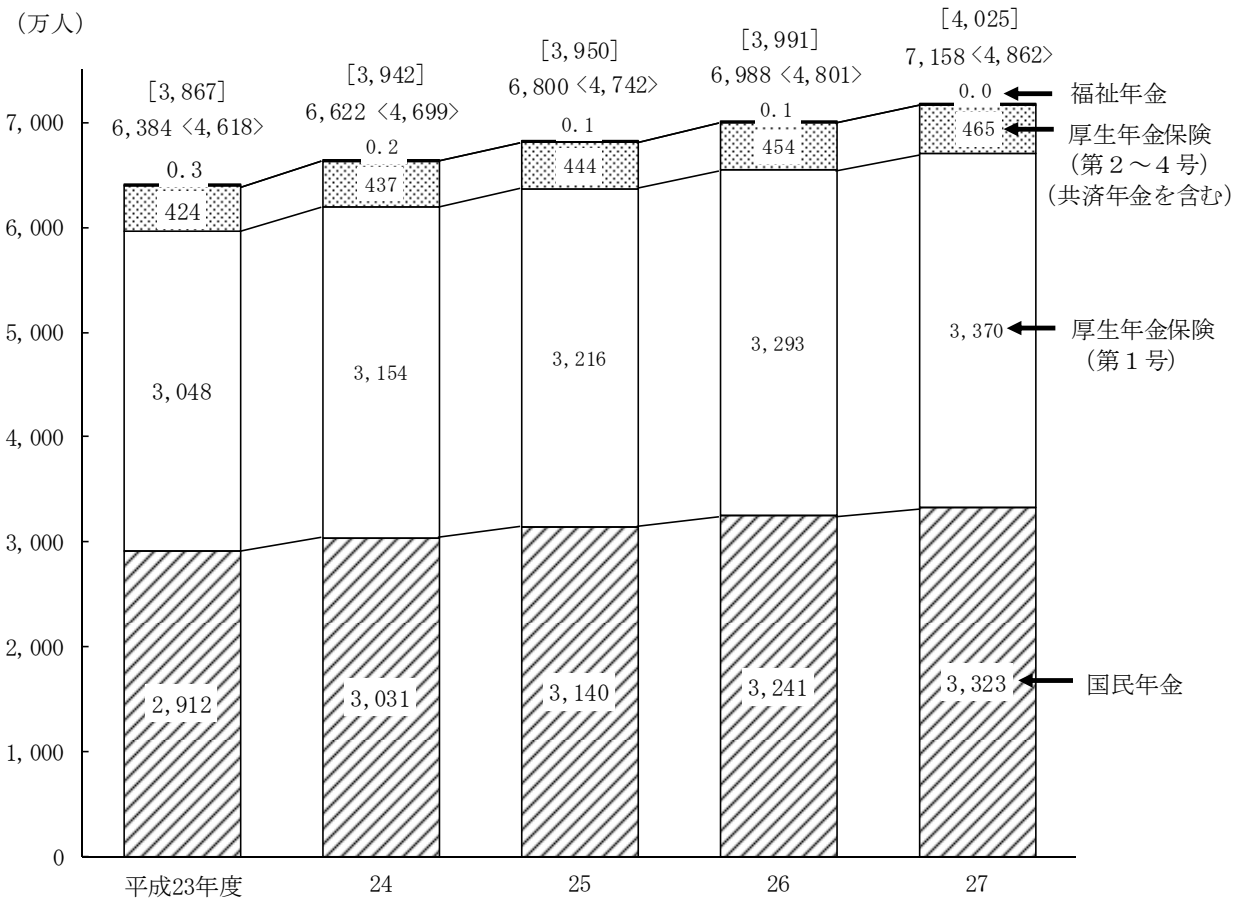
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成27年度末現在で7,158万人となっており、前年度末に比べて170万人（2.4%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、平成27年度末現在で4,025万人であり、前年度末に比べて35万人（0.9%）増加している。

注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

- 公的年金受給者の年金総額は、平成27年度末現在で54兆6千億円となっており、前年度末に比べて1兆1千億円（2.1%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成23年度	522,229	191,168	331,049	263,023	68,026	13
24	532,397	199,912	332,477	263,902	68,575	8
25	528,436	206,546	321,886	256,672	65,214	5
26	534,031	213,040	320,988	255,993	64,994	3
27	545,504	221,751	323,751	258,123	65,628	2

注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

- 平成27年度末現在の適用事業所数は、197万5千か所であり、前年度末に比べて10万7千か所（5.8%）増加している。
- 被保険者数は、平成27年度末現在で3,686万人となっており、前年度末に比べて88万人（2.4%）増加している。男女別にみると、男子は2,338万人（対前年度末比45万人、2.0%増）、女子は1,349万人（対前年度末比43万人、3.3%増）となっている。

表3 厚生年金保険（第1号）の適用状況の推移

(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	被保険者数(万人)			育児休業等保険料免除者数(人)			
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	
平成23年度	1,745	3,451	2,224	1,227	197,368	913	196,455	
24	1,758	3,472	2,228	1,244	214,288	936	213,352	
25	1,801	3,527	2,257	1,271	234,113	1,117	232,996	
26	1,867	3,599	2,293	1,306	301,499	1,523	299,976	
27	1,975	3,686	2,338	1,349	332,354	2,038	330,316	
伸び率 (%)	平成23年度	△ 0.2	0.3	0.0	0.8	9.5	△ 3.3	9.6
	24	0.8	0.6	0.2	1.3	8.6	2.5	8.6
	25	2.4	1.6	1.3	2.2	9.3	19.3	9.2
	26	3.7	2.0	1.6	2.8	28.8	36.3	28.7
	27	5.8	2.4	2.0	3.3	10.2	33.8	10.1

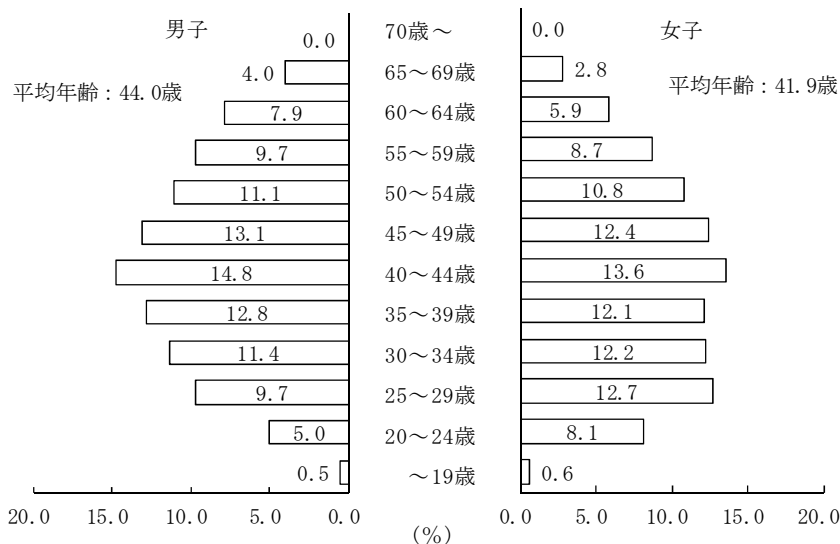
注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 男子には船員・坑内員を含む。

3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

- 平成27年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に40～44歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は44.0歳、女子は41.9歳となっている。

図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（平成27年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 標準報酬月額平均は、平成27年度末現在で30万9千円(男子は35万円、女子は23万8千円)であり、前年度末に比べて0.2%増加している。平成27年度の年度平均についても、30万8千円(男子は34万9千円、女子は23万7千円)と、前年度に比べて0.4%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成27年度で44万1千円(男子は51万3千円、女子は30万3千円)であり、前年度に比べて1.2%増加している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成27年度で438万1千円(男子は501万3千円、女子は328万4千円)であり、前年度に比べて0.4%増加している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成23年度	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
	26	308,382	349,735	235,763	306,897	348,043	234,554
	27	308,938	350,114	237,574	308,007	349,144	236,552
伸び率 (%)	平成23年度	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	△ 0.1	0.6	0.2	0.1	0.7
	26	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.8
	27	0.2	0.1	0.8	0.4	0.3	0.9

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成23年度	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
	26	435,820	506,140	299,803	4,361,575	4,991,749	3,253,588
	27	440,856	513,382	303,238	4,381,148	5,012,923	3,283,744
伸び率 (%)	平成23年度	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7
	26	1.8	2.0	1.3	0.8	0.9	0.9
	27	1.2	1.4	1.1	0.4	0.4	0.9

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
2. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成27年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は、前年度末に比べて77万人（2.3%）増加し、3,370万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,486万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成23年度	3,048	1,383	1,134	38	492
24	3,154	1,425	1,187	39	503
25	3,216	1,435	1,229	40	513
26	3,293	1,458	1,271	40	523
27	3,370	1,486	1,311	41	532

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給者の平均年金月額は、平成27年度末現在で、老齢年金は14万8千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成23年度	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成27年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は、前年度末に比べて74万人（2.1%）増加し、3,600万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,568万人となっている。

表7 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成23年度	3,303	1,484	1,235	55	529
24	3,405	1,523	1,286	56	539
25	3,456	1,523	1,326	57	549
26	3,526	1,542	1,366	58	559
27	3,600	1,568	1,404	59	568

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給権者の平均年金月額は、平成27年度末現在で、老齢年金は14万5千円となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成23年度	149,334	161,036	84,970	55,187	100,139	85,328
24	148,422	160,201	81,377	56,063	99,542	84,712
25	145,596	156,786	81,504	56,654	97,936	83,474
26	144,886	154,530	81,229	57,380	96,659	82,488
27	145,305	155,375	79,505	58,285	97,222	82,907

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成27年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、前年度末に比べて2,129億円（0.8%）増加し、25兆8,123億円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	合計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成23年度	263,023	185,128	24,124	3,002	50,769
24	263,902	185,469	23,919	2,996	51,518
25	256,672	178,137	23,718	2,976	51,841
26	255,993	176,908	23,890	2,966	52,229
27	258,123	177,774	23,919	3,003	53,427

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成27年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、前年度末に比べて1,913億円（0.7%）増加し、27兆460億円となっている。

表10 厚生年金保険（第1号）受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	合計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成23年度	278,741	195,962	25,995	4,488	52,296
24	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035
25	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332
26	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717
27	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者の年金総額を計上している。平成27年度は、厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成 27 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、60 万 9 千人であり、前年度に比べて 5 万 5 千人 (9.9%) 増加している。
- 平成 27 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額、8 万 6 千円である。
- 平成 27 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、44 万人であり、前年度に比べて 2 万 9 千人 (7.1%) 増加している。
- 平成 27 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額、8 万 2 千円である。

表 11 厚生年金保険（第 1 号）老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成23年度	78.2	84,335	54.2	76,212
24	74.1	85,438	50.0	77,082
25	35.4	78,534	25.6	72,716
26	55.4	84,202	41.1	80,792
27	60.9	85,923	44.0	82,081

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

○ 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成23年度及び平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度以降は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられたことにより、平成25年度以降の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少している。これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者を含んでいるため、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険（第1号）老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

○ 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られる。

表 13 厚生年金保険（第1号）老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成23年度	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 27 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、355 万人となっており、前年度末に比べて 28 万人（8.6%）の増加となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成23年度	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)

- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）
 である老齢給付の受給権者及び受給者である。
2. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成27年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,668万人となっており、前年度末に比べて74万人（4.3%）減少している。男女別にみると、男子は859万人（対前年度末比37万人、4.1%減）、女子は809万人（対前年度末比37万人、4.4%減）となっている。
- 平成27年度末現在の第3号被保険者数は、915万人となっており、前年度末に比べて17万人（1.8%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比1千人、1.1%減）、女子は904万人（対前年度末比17万人、1.8%減）となっている。

表 15 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	（再掲）任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
平成23年度	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967
24	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949
25	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934
26	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921
27	1,668	859	809	23	5	18	1	915	11	904

- 平成27年度末現在の全額免除者数は、576万人となっている。全額免除割合は35.0%であり、前年度末に比べて0.0ポイント低下している。
- 平成27年度末現在の申請一部免除者数は、47万人となっている。申請一部免除割合は2.9%であり、前年度末に比べて0.7ポイント低下している。

表 16 国民年金保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

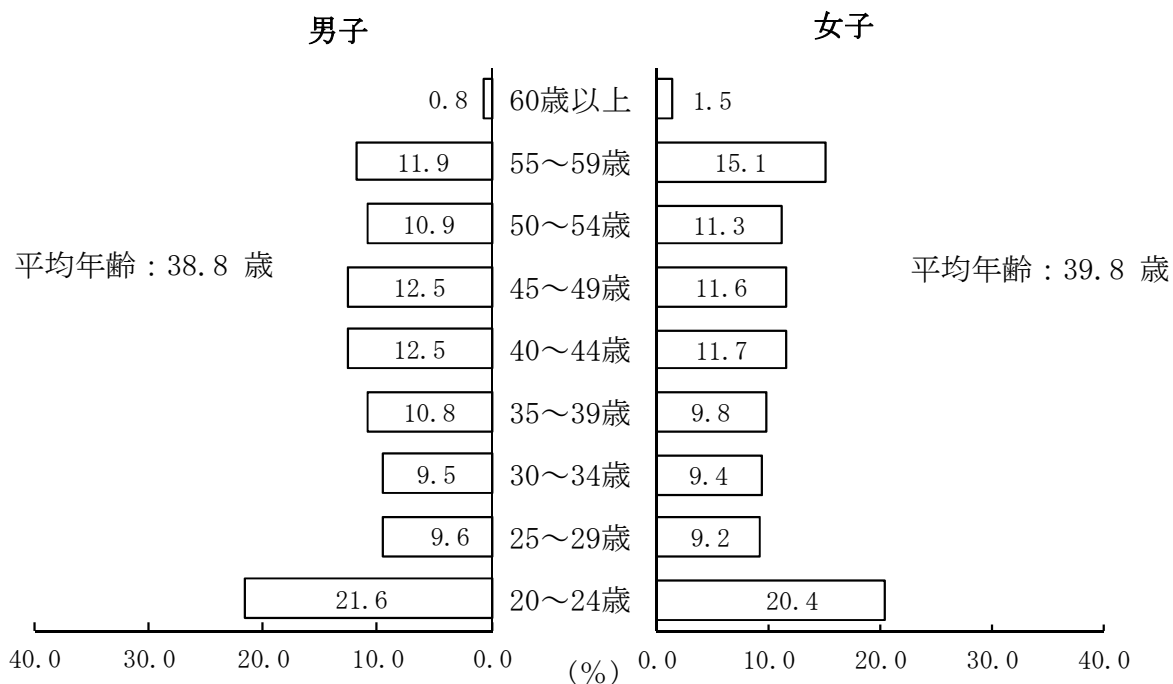
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除者						申請一部免除者				
	総数	全額免除割合 (%)	法定免除	申請免除 (全額)	学生納付特例	若年者納付猶予	総数	申請一部免除割合 (%)	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成23年度	568	(30.4)	131	230	169	39	46	(2.5)	25	14	6
24	587	(32.0)	134	239	172	42	48	(2.6)	26	15	7
25	606	(34.1)	134	249	176	46	59	(3.3)	30	19	9
26	602	(35.1)	134	245	178	44	61	(3.6)	31	20	10
27	576	(35.0)	135	230	172	40	47	(2.9)	25	15	7

注。「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

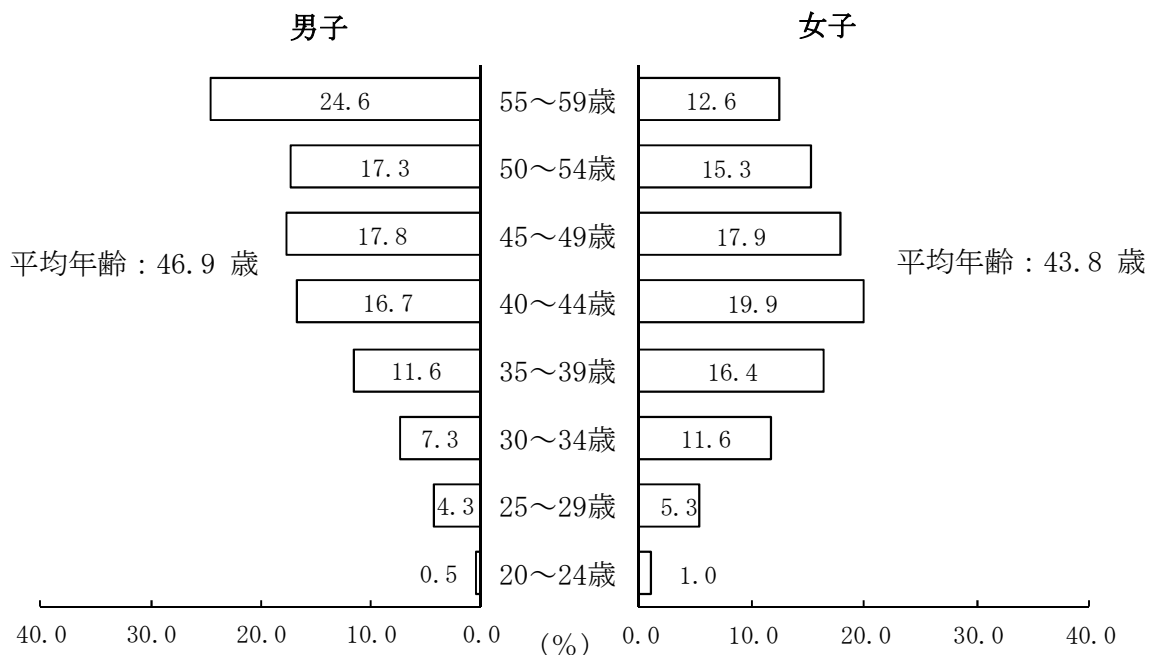
○ 平成27年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を
含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は40～44歳、女子は55～
59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子
は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.8歳、
女子は39.8歳となっている。

図4 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成27年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図5 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成27年度末）



(2) 給付状況

- 平成27年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて82万人（2.5%）増加し、3,323万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、975万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 17 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成23年度	2,912 (1,067)	2,627 (813)	99 (99)	174 (151)	12 (5)
24	3,031 (1,047)	2,753 (800)	89 (89)	177 (153)	11 (5)
25	3,140 (1,023)	2,869 (784)	80 (80)	180 (155)	11 (4)
26	3,241 (999)	2,977 (767)	71 (71)	183 (157)	10 (4)
27	3,323 (975)	3,065 (749)	62 (62)	186 (159)	10 (4)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成27年度末現在で5万5千円、平成27年度新規裁定者で5万2千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成27年度末現在で5万1千円となっている。

表 18 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成23年度	54,682 (49,632)	50,013 (54,148)	18,486 (18,486)	73,816 (74,089)	80,424 (66,583)
24	54,856 (49,987)	51,088 (55,061)	18,561 (18,561)	73,479 (73,759)	80,534 (66,858)
25	54,622 (49,958)	51,511 (55,401)	18,497 (18,497)	72,607 (72,890)	80,194 (66,894)
26	54,497 (50,040)	51,063 (55,108)	18,485 (18,485)	71,995 (72,265)	80,404 (68,378)
27	55,244 (50,927)	51,891 (56,064)	18,777 (18,777)	72,565 (72,835)	81,832 (70,882)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 27 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 84 万人（2.5%）増加し、3,383 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、997 万人となっている。

表 19 国民年金受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成23年度	2,965 (1,090)	2,650 (819)	99 (99)	187 (161)	28 (11)
24	3,085 (1,069)	2,778 (807)	90 (90)	190 (163)	27 (10)
25	3,196 (1,045)	2,897 (790)	80 (80)	193 (166)	26 (9)
26	3,300 (1,021)	3,007 (774)	71 (71)	196 (168)	26 (9)
27	3,383 (997)	3,096 (756)	62 (62)	199 (170)	25 (9)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 27 年度末現在で 5 万 5 千円、平成 27 年度新規裁定者で 5 万 2 千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 27 年度末現在で 5 万 1 千円となっている。

表 20 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成23年度	54,612 (49,555)	50,011 (54,140)	18,481 (18,481)	73,503 (73,816)	61,626 (55,170)
24	54,783 (49,904)	51,082 (55,047)	18,555 (18,555)	73,166 (73,485)	61,736 (55,382)
25	54,544 (49,869)	51,493 (55,378)	18,490 (18,490)	72,302 (72,620)	61,363 (55,256)
26	54,414 (49,944)	51,033 (55,072)	18,477 (18,477)	71,691 (71,996)	61,346 (55,851)
27	55,157 (50,826)	51,859 (56,018)	18,768 (18,768)	72,263 (72,566)	62,273 (57,370)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 平成27年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて8,711億円(4.1%)増加し、22兆1,751億円となっている。

表 21 国民年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成23年度	191,168	172,398	2,191	15,449	1,130
24	199,912	181,205	1,988	15,630	1,089
25	206,546	188,050	1,774	15,686	1,036
26	213,040	194,669	1,574	15,786	1,012
27	221,751	203,158	1,403	16,180	1,010

- 平成27年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて8,837億円(4.1%)増加し、22兆5,500億円となっている。

表 22 国民年金受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成23年度	194,491	173,695	2,197	16,497	2,103
24	203,362	182,635	1,993	16,703	2,030
25	210,072	189,603	1,779	16,752	1,938
26	216,663	196,342	1,578	16,853	1,890
27	225,500	204,948	1,407	17,264	1,881

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成27年度末現在で2,974万人となっており、平均年金月額が5万6千円となっている。

表23 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総数		繰上げ		本来		繰下げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成23年度	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者は、老齢年金の繰上げ受給率が、平成27年度末現在で35.6%となっており、年々低下している。また、平成27年度新規裁定者で10.9%となっている。

表24 国民年金老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成23年度	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4

(新規裁定、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成23年度	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5
27	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成27年度末現在)

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,859,425	147,872	30,645,654	55,244
北海道	594,219	138,273	1,392,400	54,365
青森県	129,316	123,906	368,828	51,868
岩手県	156,285	125,680	365,594	55,285
宮城県	255,515	140,758	554,435	54,215
秋田県	137,512	122,888	330,549	53,673
山形県	158,139	124,298	335,344	55,135
福島県	250,651	129,187	514,851	54,536
茨城県	320,407	148,479	720,564	54,259
栃木県	229,310	142,610	487,279	54,430
群馬県	239,672	142,711	509,653	55,885
埼玉県	788,575	158,815	1,626,101	54,602
千葉県	677,763	163,528	1,449,168	54,959
東京都	1,210,430	162,442	2,629,166	54,361
神奈川県	982,044	169,160	1,944,084	55,317
新潟県	346,971	132,078	641,593	56,801
富山県	182,277	139,128	300,985	58,896
石川県	161,930	137,517	292,314	57,979
福井県	127,224	134,214	206,399	58,085
山梨県	92,658	139,411	223,137	54,069
長野県	318,582	138,412	588,009	57,765
岐阜県	260,315	145,623	532,224	57,086
静岡県	528,245	146,206	965,535	56,897
愛知県	851,405	156,650	1,639,843	55,970
三重県	241,612	147,054	469,740	57,433
滋賀県	175,117	151,297	323,874	56,987
京都府	299,759	150,867	638,562	54,425
大阪府	966,489	154,871	1,988,971	53,452
兵庫県	667,808	158,033	1,342,202	55,269
奈良県	157,330	163,020	362,969	54,685
和歌山県	110,118	144,631	276,716	53,263
鳥取県	86,441	127,268	155,058	57,443
島根県	111,220	128,407	205,865	57,970
岡山県	284,846	140,882	499,833	58,222
広島県	394,458	146,904	707,958	57,433
山口県	215,330	145,030	411,378	57,472
徳島県	103,742	127,848	209,007	54,540
香川県	146,526	139,033	266,615	58,328
愛媛県	184,446	135,505	390,893	55,722
高知県	97,366	128,564	215,822	54,088
福岡県	595,067	141,682	1,153,894	54,536
佐賀県	101,270	128,350	214,302	56,905
長崎県	160,287	134,405	370,495	54,161
熊本県	203,357	126,404	472,541	55,460
大分県	146,722	131,581	322,924	54,115
宮崎県	131,894	123,054	298,295	55,628
鹿児島県	184,731	126,690	441,539	55,627
沖縄県	82,895	126,454	258,869	52,300
その他	11,149	131,076	29,277	29,213

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの受給権者が含まれていること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰り上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成27年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	人	円	人	円
合 計	15,684,112	145,305	30,964,291	55,157
60	108,500	56,896	29,702	38,967
61	464,912	81,181	65,983	40,023
62	568,252	84,724	94,112	39,330
63	645,841	87,312	128,111	39,593
64	705,773	101,788	148,031	39,690
小 計	2,493,278	88,353	465,939	39,592
65	788,283	149,918	1,603,830	56,575
66	884,996	152,561	1,919,524	56,563
67	909,192	150,949	1,976,019	56,586
68	929,016	148,979	2,025,278	56,449
69	733,025	147,793	1,567,280	56,311
小 計	4,244,512	150,118	9,091,931	56,501
70	519,881	149,836	1,104,633	55,964
71	642,055	149,677	1,385,428	55,962
72	705,572	150,871	1,537,441	55,637
73	662,872	152,729	1,451,622	55,443
74	677,075	154,697	1,505,238	55,293
小 計	3,207,455	151,656	6,984,362	55,639
75	599,651	157,186	1,369,259	56,959
76	517,960	158,817	1,195,314	56,780
77	467,140	160,706	1,086,848	56,640
78	506,701	161,361	1,209,167	56,664
79	459,154	162,612	1,131,264	56,309
小 計	2,550,606	159,968	5,991,852	56,683
80	443,780	163,868	1,121,514	56,177
81	382,349	164,320	1,007,663	55,952
82	343,685	164,013	935,285	55,573
83	325,849	165,183	919,352	55,101
84	278,674	166,759	811,711	54,555
小 計	1,774,337	164,689	4,795,525	55,531
85	254,731	169,716	695,076	54,627
86	216,476	171,435	599,653	53,829
87	193,001	170,821	545,955	52,814
88	159,914	171,792	460,798	51,886
89	137,156	171,740	405,224	50,874
小 計	961,278	170,959	2,706,706	53,056
90歳以上	452,646	155,788	927,976	40,519

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

（平成27年度末現在）

年金月額	総数	男子	女子
合計	人 15,684,112	人 10,582,254	人 5,101,858
万円以上 万円未満			
～ 1	8,908	6,405	2,503
1 ～ 2	10,388	1,556	8,832
2 ～ 3	114,061	6,194	107,867
3 ～ 4	168,952	34,732	134,220
4 ～ 5	177,711	79,550	98,161
5 ～ 6	233,109	120,281	112,828
6 ～ 7	391,577	168,572	223,005
7 ～ 8	680,883	223,310	457,573
8 ～ 9	977,767	273,039	704,728
9 ～ 10	1,129,853	330,593	799,260
10 ～ 11	1,093,519	405,595	687,924
11 ～ 12	981,189	473,307	507,882
12 ～ 13	883,383	526,946	356,437
13 ～ 14	821,957	569,999	251,958
14 ～ 15	790,939	606,566	184,373
15 ～ 16	797,597	663,685	133,912
16 ～ 17	841,970	744,037	97,933
17 ～ 18	883,672	813,967	69,705
18 ～ 19	886,867	837,313	49,554
19 ～ 20	864,338	826,266	38,072
20 ～ 21	780,088	754,162	25,926
21 ～ 22	649,034	630,506	18,528
22 ～ 23	488,293	475,657	12,636
23 ～ 24	351,962	343,932	8,030
24 ～ 25	246,386	241,727	4,659
25 ～ 26	165,656	162,943	2,713
26 ～ 27	109,540	108,270	1,270
27 ～ 28	70,052	69,477	575
28 ～ 29	38,622	38,397	225
29 ～ 30	19,423	19,273	150
30 ～	26,416	25,997	419
平均年金月額（円）	145,305	166,120	102,131

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

(参考資料4)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況

離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成23年度	18,231	17,462	769
24	19,361	18,252	1,109
25	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488
27	27,149	23,448	3,701

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成28年3月分）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成23年度	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成23年度	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(参考資料5)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成27年度末現在)

年金月額	総 数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
合 計	30,964,291	13,547,918	17,416,373	7,541,403	1,784,452	5,756,951
万円以上 万円未満						
～ 1	91,651	12,809	78,842	44,434	1,691	42,743
1 ～ 2	327,677	61,333	266,344	133,518	12,103	121,415
2 ～ 3	1,072,053	221,531	850,522	446,253	50,008	396,245
3 ～ 4	3,363,651	754,088	2,609,563	1,571,969	247,500	1,324,469
4 ～ 5	4,505,519	1,281,913	3,223,606	1,253,103	268,659	984,444
5 ～ 6	6,711,605	2,699,048	4,012,557	1,456,254	327,797	1,128,457
6 ～ 7	13,271,172	8,167,767	5,103,405	2,133,974	776,654	1,357,320
7 ～	1,620,963	349,429	1,271,534	501,898	100,040	401,858
平均年金月額	円 55,157	円 58,780	円 52,339	円 50,862	円 55,437	円 49,443

注. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成27年10月1日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第2条の5の規定に基づき、以下のように分類している。

①第1号厚生年金被保険者

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第2号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第3号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第4号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第1号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成26年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合旧法	旧共済組合新法
老齢給付					
老齢年金 （老齢相当）	老齢年金	老齢年金 （養老年金）	老齢厚生年金 〔老齢相当 通老相当〕	退職年金 減額退職年金	退職共済年金 〔退年相当 通退相当〕
通算老齢年金 （通老相当）	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		通算退職年金	
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢年金	老齢年金 （特例支給、5年年金・10年年金を含む）	老齢基礎年金
通算老齢年金	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「－」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。